

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年六月十二日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第二号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中「教科・科目」の下に「、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間」を加える。

第三十条第一項中「全日制の課程」の下に「及び専攻科」を加える。

第三十二条の四第二項中「及び指導」を「、指導及び助言」に改める。

別表第一奈良県立奈良朱雀高等学校の項を削り、同表奈良県立国際高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立奈良商工高等学校	奈良市柏木町二四八	全日制	機械工学、情報工学、建築工学、総合ビジネス、観光ビジネス、情報ビジネス 機械、ビジネス
		定時制	

別表第一奈良県立高円高等学校の項を削り、同表奈良県立山辺高等学校の項の次に次のように加える。

奈良県立高円芸術高等学校	奈良市白毫寺町六三三	全日制	普通、音楽、美術、デザイン
--------------	------------	-----	---------------

別表第一奈良県立奈良情報商業高等学校の項を削り、同表奈良県立桜井高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立商業高等学校	桜井市大字河西七七〇	全日制	会計、情報ビジネス、経営ビジネス、総合ビジネス
------------	------------	-----	-------------------------

別表第一奈良県立五條高等学校の項を次のように改める。

奈良県立五條高等学校	五條市岡町一四二八	全日制	普通、商業
------------	-----------	-----	-------

別表第一奈良県立大宇陀高等学校、奈良県立大淀高等学校及び奈良県立吉野高等学校の項を削り、同表奈良県立十津川高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立奈良南高等学校	吉野郡吉野町大字飯貝六八〇、吉野郡大淀町大字下湊九八三	全日制	普通、情報科学、総合
-------------	-----------------------------	-----	------------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二十条の二第一項及び第三十二条の四第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定する奈良県立奈良朱雀高等学校の全日制の課程の機械工学科、情報工学科、建築工学科、総合ビジネス科、観光ビジネス科及び情報ビジネス科、奈良県立高円高等学校の全日制の課程の普通科、音楽科、美術科及びデザイン科、奈良県立奈良情報商業高等学校の全日制の課程の流通ビジネス科、会計ビジネス科及び情報ビジネス科、奈良県立大宇陀高等学校の全日制の課程の普通科、奈良県立大淀高等学校の全日制の課程の普通科並びに奈良県立吉野高等学校の全日制の課程の森林科学科、建築工学科及び土木工学科にあつては令和五年三月三十一日までの間、同表に規定する奈良県立奈良朱雀高等学校の定時制の課程の機械科及びビジネス科にあつては令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

（原級留置となった者に対する措置）

3 前項の規定によりなお存続することとされた高等学校のうち、次表の上欄に掲げる高等学校に在学し第二十一条の規定により原級に留め置くこと（以下「原級留置」という。）となった者で、同項の規定によりなお存続するとされた期間中に当該高等学校を卒業できないと見込まれる者は、当該原級留置となった年度の次の年度より、次表の下欄に掲げる高等学校の相当学年に在学しているものとする。

奈良県立奈良朱雀高等学校	奈良県立奈良商工高等学校
奈良県立高田高等学校	奈良県立高田芸術高等学校
奈良県立奈良情報商業高等学校	奈良県立商業高等学校
奈良県立大宇陀高等学校	奈良県立榛生昇陽高等学校
奈良県立大淀高等学校	奈良県立奈良南高等学校
奈良県立吉野高等学校	